

平成二十一年二月二十日受領
答弁第一一六号

内閣衆質一七一第一一六号

平成二十一年二月二十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人子弟らによる投石事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員照屋寛徳君提出米軍人子弟らによる投石事件に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄県警察によれば、平成十一年一月一日から本年二月十八日までの間において、同月五日に発生した御指摘の被害を除き、御指摘の居住者から被害届を受理したことはないが、一般論としては、投石に係るものを含め、被害届を受理した場合には、被害が発生した場所で実況見分を行い、関係者から事情聴取を行うなど、所要の捜査を行うこととしているとのことである。

二について

沖縄県警察によれば、御指摘の謝罪が行われた本年二月十日までに、沖縄警察署において、被害届の受理、実況見分、証拠品の押収等を行ったとのことである。

また、沖縄県警察によれば、沖縄警察署が在沖縄米海兵隊の憲兵隊に対して捜査への協力を要請し、同憲兵隊が沖縄警察署に対して米軍の施設及び区域における捜査状況を連絡するなど、沖縄警察署と同憲兵隊とが緊密に連携して捜査等を行っているとのことである。

三及び四について

政府としては、米側に対し、本年二月五日に発生した御指摘の被害に対する補償が適切に行われるよう努めること、在日米軍の構成員又は軍属の家族に対する教育を徹底すること及び実効性のある再発防止策を講ずることについて申し入れたところである。

また、御指摘の居住者が受けたその他の被害については、その事実関係が明らかになった時点で、対応を検討してまいりたいと考えている。